

答弁書第一一九号

内閣参質一九三第一一九号

平成二十九年六月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員古賀之士君提出統合幕僚長の定年延長に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員古賀之士君提出統合幕僚長の定年延長に関する質問に対する答弁書

平成二十八年十一月二十八日に発令された自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第三項の規定による河野克俊統合幕僚長の勤務期間の延長は、我が国を取り巻く安全保障環境等を踏まえ、自衛隊の各種任務を適切に遂行するために防衛大臣が判断し行つたものであり、同様の事由が引き続き存することから、今般、同条第四項の規定により、その勤務期間を延長したものである。

